

議案第 29 号

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年 6 月条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 1 項中「別表第 1 又は別表第 2」を「別表第 1 の 1 の項及び 2 の項又は別表第 2 に掲げるものについては当該各表」に、「額と」を「額と、別表第 1 の 3 の項に掲げるものについては同表に定めるところにより算定した額と」に改める。

別表第 1 の 3 の項を次のように改める。

3 し尿及び浄化槽汚泥	市長が指定する施設で処分した場合	1 リットルにつき 1 円
-------------	------------------	---------------

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

し尿及び浄化槽汚泥の処理を行う施設を変更するに伴い、一般廃棄物の処理手数料の額の改定等を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。